

参考様式第5-1号

天 生 号
令 和 6 年 3 月 14 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

天塩町長 吉田 忠

市町村名 (市町村コード)	天塩町 (01487)
地域名 (地域内農業集落名)	新成・泉源・辰子丑 (男能富・新成・泉源・辰子丑・下国根布)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、一部で法人の破産による離農もあり、その後の農地の引き受け手について懸念される状況となっている。その他後継者不足の状況は他の地域と同様である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域では、一部地域で道営事業や国営事業による農地整備が行われているが、後継者のいない農業者の離農から耕作放棄が懸念される。整備された農地を無駄にすることが無いよう、引き続き新規就農者の参入支援をする必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,976 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,976 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内農地及び周辺農地は農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

概ね集積されている。今後、さらに離農者が増える場合は、認定農業者への集積、法人や新規就農者の参入による農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域で農地余りが発生し、集積できない状況が見込まれる場合は、農地中間管理機構に貸付け、引き受け手の意向を確認し、集積を行っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

一部で道営草地整備事業(事業期間:令和3~7年度)により、基盤整備事業に取り組んでいる。今後、有利な補助制度があれば引き続き基盤整備の可能性を探る必要がある。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

天塩町営農担い手協議会が主体となり、農業委員会と連携し、新規就農希望者の意向と譲渡農家の意向を確認しながらマッチングを行い、斡旋を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農協のコントラクター事業の活用による省力化を図るとともに、酪農ヘルパーの活用による休日の確保に努め、ゆとりのある農業経営を目指す。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

牧草の作付けが多いが、飼料高騰により、飼料用作物の自家栽培を行っている農家もあることから、電気牧柵等による防除に努める。また、野生動物撃退装置の活用も検討する。